

## ご契約内容のご案内 別紙 (J:COM 電力)

この度は、J:COMサービスをお申し込みいただき、ありがとうございます。

本書は別途お客さまに交付する「ご契約内容のご案内」の「※」印について詳細を説明するものです。  
記載の内容を十分にご確認いただき、「ご契約内容のご案内」とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

### ◆J:COM 電力ご加入のお客さま

#### ● 月額利用料金について

- J:COM 電力の月額利用料金は、別表Ⅱの地域電力会社のご利用料金相当額を基準とし、「基本料金」に、「電力量料金」を加え、かつ、「燃料費調整額」と「電源調達調整額」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。  
※燃料費調整額は燃料価格の変動に応じて、加算あるいは減算して計算します。なお、燃料費調整額には離島ユニバーサルサービス調整額が含まれます。ただし、離島ユニバーサルサービス調整額は2024年4月検針分までの利用料金には適用されません。

※利用電力量の計量については、地域電力会社に取り付ける計量器の検針結果によるものとします。

※電源調達調整額は、電源調達調整単価を利用電力量に乗じて計算します。なお、電調達調整額は2024年5月検針分以降廃止となります。



#### ● 割引適用・割引率について

- 弊社が定める別表Ⅰの割引を行います。
- 割引を行う際のJ:COM 電力の月額利用料金は、別表Ⅱの地域電力会社のご利用料金相当額を基準とし、「基本料金」に、「電力量料金」を別表Ⅰの割引率にて算定した金額を加え、かつ、「燃料費調整額」と「電源調達調整額」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。

※利用電力量の計量については、地域電力会社に取り付ける計量器の検針結果によるものとします。

※燃料費調整額には離島ユニバーサルサービス調整額が含まれます。ただし、離島ユニバーサルサービス調整額は2024年4月検針分までの利用料金には適用されません。

※電源調達調整額は、電源調達調整単価を利用電力量に乗じて計算します。なお、電調達調整額は2024年5月検針分以降廃止となります。

- J:COM 電力の割引は、J:COM 電力の提供が開始された日から適用となります。

#### ● 料金算定について

- 毎月弊社がお知らせする前月の検針日（弊社があらかじめお客さまにお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします）から当月の検針日の前日までの期間に、地域電力会社が設置した計量器の値に基づき月額利用料金の算出を行います。

※初回請求は、サービス開始日から初回検針日までの期間となります。

#### ● ご契約期間について

- ・ J:COM 電力のご契約期間は料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までです。お申し出がない限り、同条件で継続となります。
- 供給電圧および周波数について
    - ・ 供給電圧は、100ボルト/200ボルトです。
    - ・ 周波数は、お住まいの地域の地域電力会社が北海道電力エリアに該当する場合は、標準周波数50ヘルツです。
- お客さま側の保安などに関するご協力について
    - ・ 地域電力会社の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
    - ・ 地域電力会社の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
    - ・ お客さまの土地または建物に、業務上必要とされる場合に立ち入ることにご承諾をお願いします。
    - ・ 地域電力会社が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
    - ・ お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の地域電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが地域電力会社の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに地域電力会社にご連絡をお願いします。
    - ・ お客さまが地域電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を地域電力会社にご連絡をお願いします。
    - ・ お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を地域電力会社または登録調査機関にご連絡をお願いします。また地域電力会社が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。
- その他注意事項について
    - ・ お客さま宅の計量器がスマートメーターでない場合は、順次、地域電力会社がスマートメーターへの取替工事を行っており、その費用については、地域電力会社の負担となります。
    - ・ J:COM 電力において、お客さまのご希望される契約種別・契約プランまたは電気設備の状況により、お客さまご自身で電気設備等の交換もしくは工事を手配していただき、必要な費用の負担をしていただく場合がございます。
    - ・ J:COM 電力のサービス開始日から1年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料3,000円（税込 3,300円）が発生いたします（J:COM 電力のサービス開始日から1カ月以内の契約電流、または契約容量の変更をお申し出である場合を除く）。また、J:COM 電力の契約種別・契約プランを変更された日から1年未満で、かつ、契約電流または契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料3,000円（税込 3,300円）が発生いたします。
    - ・ 他の小売電気事業者との電力契約から J:COM 電力への切り替えにあたり、お客さまと他の小売電気事業者とのご契約は自動解約となり、他の小売電気事業者よりお客さまに対し、契約途中の解除金等の請求が発生する場合がございます。詳しくは、現在ご契約中の小売電気事業者へお問い合わせください。
    - ・ J:COM 電力の提供開始後は、弊社は毎月の検針票（電気料金明細内訳書）を発行いたしませんので、料金明細内訳の確認は「MY J:COM お客さま情報ページ」をご覧ください。紙面で料金明細内訳の発行をご希望の場合は、月額150円（税抜）にて発行いたします。
    - ・ 地域電力会社の料金が改定となる場合、J:COM 電力のご利用料金も同時期に変更させていただきます。
    - ・ J:COM 電力への切替月は、お申し込み前にご利用の他の小売電気事業者、および弊社の双方から請求が行われる場合があります。

ます。

- ・ 解約後は、お客さまご自身で地域電力会社または、その他小売電気事業者へ電気のご契約に関するご連絡、お手続きをお願いいたします。手続きが行われず、無契約となった場合は、電気の供給がとまる場合がございますので、ご注意ください。
- ・ 停電時（一戸建て、集合住宅の宅内や集合住宅の共有設備の停電なども含む）には、使用できません。
- ・ 以下の場合、地域電力会社等は、お客さまへ電気の供給を停止することがございます。
  - 1) 不正に電気を使用された場合。
  - 2) 地域電力会社等の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
  - 3) J:COM 電力約款に定める事項に反する行為があった場合。

【別表 I】割引率

● 従量メニュー

契約種別：「J:COM 電力 共用部コース 従量 B」 ・ 契約プラン：10A/15A/20A/30A/40A/50A/60A

契約種別：「J:COM 電力 共用部コース 従量 C」 ・ 契約プラン：6kVA～50kVA 未満（1kVA 単位）

<共用部コース A コースまたは B コースの場合>

		2024 年 4 月検針分まで	2024 年 5 月検針分から
電力量料金	第 1 段階料金（最初の 120kWh まで）	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×0.5%割引	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×0.5%割引
	第 2 段階料金（120kWh を超え 280kWh まで）	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×1%割引	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×0.5%割引
	第 3 段階料金（280kWh を超えたもの）	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×10%割引	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×1%割引

● 低圧電力

<共用部コース A コースの場合>

		2024 年 4 月検針分まで	2024 年 5 月検針分から
基本料金（月額）		（地域電力会社基本料金単価相当×契約電力）×8%割引	（地域電力会社基本料金単価相当×契約電力） ※割引は廃止
電力量料金		（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×5%割引	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×1%割引

<共用部コース B コースまたは C コースの場合>

		2024 年 4 月検針分まで	2024 年 5 月検針分から
基本料金（月額）		（地域電力会社基本料金単価相当×契約電力）×1%割引	（地域電力会社基本料金単価相当×契約電力） ※割引は廃止
電力量料金		（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×1%割引	（地域電力会社電力量料金単価相当×利用量）×1%割引

【別表Ⅱ】料金表

● 電源調達調整単価

単位	2024年4月検針分までの料金(税込)	2024年5月検針分からの料金(税込)
1kWh	7.47円	廃止

● 従量B 基本料金および電力量料金は、次のとおり北海道電力のご利用料金相当額となります。

			単位	料金(税込)	
				2024年4月検針分までの料金(税込)	2024年5月検針分からの料金(税込)
基本料金(月額)	契約電流	10A	1契約	374.00円	402.60円
		15A	1契約	561.00円	603.90円
		20A	1契約	748.00円	805.20円
		30A	1契約	1,122.00円	1,207.80円
		40A	1契約	1,496.00円	1,610.40円
		50A	1契約	1,870.00円	2,013.00円
		60A	1契約	2,244.00円	2,415.60円
電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	35.44円	35.35円
	第2段階料金	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	41.73円	41.64円
	第3段階料金	280kWhを超えたもの	1kWh	45.45円	45.36円
最低月額料金			1契約	403.70円	417.19円

※全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

※算定された基本料金と電力量料金との合計が上記の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、上記最低月額料金およびJ:COM 電力共用部コース契約約款で定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

● 従量C<sup>\*1</sup> 基本料金および電力量料金は、次のとおり北海道電力のご利用料金相当額となります。

			単位	料金(税込)	
				2024年4月検針分までの料金(税込)	2024年5月検針分からの料金(税込)
基本料金(月額)			1kVA	374.00円	402.60円
電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	35.44円	35.35円
	第2段階料金	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	41.73円	41.64円
	第3段階料金	280kWhを超えたもの	1kWh	45.45円	45.36円

● 低圧電力<sup>\*1</sup> 基本料金および電力量料金は、次のとおり北海道電力のご利用料金相当額となります。

		単位	料金(税込)	
			2024年4月検針分までの料金(税込)	2024年5月検針分からの料金(税込)
基本料金(月額) <sup>*2</sup>		1kW	1,343.10円 <sup>*2</sup>	1,308.96円
電力量料金		1kWh	28.93円	28.71円

- \*1 全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
- \*2 2024年4月検針分までの料金は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって本約款別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85%を上回る場合（本約款第15条（4）ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増いたします。この場合、電気機器の力率は、本約款別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90%、取り付けられていないものについては80%、電熱器については100%といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85%とみなします。

内容現在 2024年4月11日